

保証金の還付手続について（御案内）

保証金の還付手続が可能になりましたら、当局違反審査部門からお知らせいたします。

還付手続に必要な書類は以下のとおりです。書類に不備がある場合、来庁されても手続ができないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

1 納付者本人（保証金納付者として当局から指定された方、保管金受領証書左上に氏名が記載されている方）が還付手続を行う場合

(1) 保管金受領証書（保証金納付時にお渡しした書類）

(2) 身分証明書（運転免許証、旅券、在留カード等、顔写真のある公的な証明書（※1））

※1 顔写真のある公的な証明書を所持していない場合は、以下の2点を持参願います。

各種健康保険証 + 他の本人確認書類1点
(住民票の写し、公共料金の領収書等)

2 代理人が還付手続を行う場合

(1) 保管金受領証書

(2) 代理人の身分証明書（1（2）の身分証明書に同じ。）

(3) 委任状（任意の書式。当資料2枚目の書式を使用していただくことも可能です。）

委任状には、ア～カの内容を記載し、納付者の身分証明書の写しを添付願います。

ア 仮放免者の国籍・氏名

イ アの仮放免保証金の還付に関する手続をウの代理人に委任する旨

ウ 代理人の住所・氏名（氏名は持参する身分証明書のとおりに記載してください。）

エ 作成年月日

オ 納付者の住所・氏名

カ 納付者の署名（本人による自署）

なお、記載内容に不備がある場合、有効な委任状と認められず、手続ができない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

3 保管金受領証書を亡失または毀損した場合

保管金受領証書紛失届・領収証書（※2）（資料3枚目の書式）と、亡失したことを証明する以下の書類を提出願います。

(1) 盗難または遺失による場合

警察署または最寄りの交番へ届け出ることとし、当該届出を受理した際に発行される「盗難又は遺失届出証明書」を提出願います。証明書が発行されない場合は、警察署又は交番名、届出日及び受理番号を書いたメモ紙を提出願います。

(2) 汚損または毀損による場合

残存する一部を提出願います。

※2 代理人が還付手続を行う場合、保管金受領証書紛失届・領収証書上段の「紛失届」(※)は納付者が事前に記入のうえ、当日代理人が提出願います。下段の「領収証書」(*)は還付手続当日、代理人に記入していただきます。

還付手続では小切手を発行いたしますので、三菱UFJ銀行三田支店（日本銀行東京都三田代理店）もしくは預金口座のある金融機関で換金手続を行って下さい。金融機関によっては換金手続の際に印鑑が必要です。

その他不明な点がありましたら、下記まで御照会下さい。

東京出入国在留管理局会計課保管係

電話番号：0570-03-4259（代表） 内線2857

（国際電話、IP電話の一部からは03-5796-7234）

窓口時間：9:00～12:00, 13:00～16:00

（土日祝日及び年末年始を除く）